

大口町告示第65号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年5月30日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を  
改正する要綱

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成17年大口町  
告示第123号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成25年8月1日」を「平成25年8月1日又は平成26年4月1日」  
に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。